

石運輸第198号の2  
令和8年6月12日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり自動車交通部長から通知があったので了知願います。

北信交旅第150号  
令和8年6月5日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

### タクシー事業における軽自動車の活用について

標記について、別添のとおり物流・自動車局旅客課長から通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。

国自旅第37号  
令和8年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長  
(公印省略)

### タクシー事業における軽自動車の活用について

タクシー事業においては、近年、人口減少・少子高齢化による運転者不足や、LPGスタンドの減少等が喫緊の課題となっているところである。

こうした中、今般、タクシー業界から運転者不足等への対応としてEV軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとした。

については、軽自動車の活用にかかる取り扱いについて、別紙のとおり定めたのでその旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

## タクシー事業における軽自動車の活用について

### 1. 対象地域

軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）の導入を認める対象地域は、各地方運輸局長等が定める営業区域単位とし、各都道府県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）による申出があった地域であって、各地方運輸局長等が公示する地域とする。

### 2. 手続方法

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条第 3 項による事業計画の変更の届出により行うこととし、営業所ごとに配置する軽自動車の数を明示させること。

### 3. 導入可能台数

「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成 13 年 8 月 29 日付け国自旅第 72 号）別紙 1.（4）」に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数を上限とすること。

①最低車両数が 10 両以上の地域：営業所の配置台数の 2 割まで

②上記以外の地域：営業所の配置台数の 5 割まで

※小数点以下は切り捨てとする。

### 4. 運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 13 年 10 月 26 日付け国自旅第 100 号）に基づき、各地方運輸局長等が定める車種区分のうち、「普通車」の運賃を適用することとする。

### 5. 導入車両の基準

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

① セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。

② ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

### 6. 車両整備管理

事業者は、関連通達「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」（国自整第 49 号）に基づき、車両の整備管理を行うこと。

## 7. 利用者への周知・問い合わせ対応について

軽自動車の運用について、タクシー協会又はタクシー事業者（以下「タクシー協会等」という。）において、トラブル等を防止するための必要な対策を講じている又は講じる予定があるかについて、計画書を提出させること。計画書には以下の項目を記載するものとし、タクシー協会からの申出時に提出させるものとする。

- ① 配車時に軽自動車を配車することについて利用者の承諾を得られるよう、必要な対策が講じられているか。
- ② タクシー乗り場において混乱等が生じないように、必要な対策が講じられているか。
- ③ タクシー協会等において、HP や SNS を活用するなど積極的に周知されているか。
- ④ 軽自動車に関する問い合わせ窓口が、タクシー協会等において設置されているか。
- ⑤ その他必要な対策が講じられているか。

石運整第78号の2  
石運輸第199号の2  
令和8年6月12日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

標記について、別添のとおり自動車技術安全部長及び自動車交通部長から通知があったので了知願います。

北信技整第20号  
北信交旅第153号  
令和8年6月9日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
自動車交通部長

**一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について**

標記について、別添のとおり物流・自動車局自動車整備課長から通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長  
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6. に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

- ①日常点検整備（法第 47 条の 2）（1 日 1 回、運行開始前に実施する点検）
  - ・自動車点検基準別表第 1
- ②定期点検整備（法第 48 条）（3 か月ごとに行う定期点検）
  - ・自動車点検基準別表第 3

2. 年次検査

- (1) 法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けらること。
- (2) (1) の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。
- (3) (1) に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- (4) 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (5) 年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。
- (6) 法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を 2 年間保存すること。

(

石運輸第200号の2  
令和8年6月12日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

北信交旅第148号の2  
令和8年6月10日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の  
一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

# 公 示

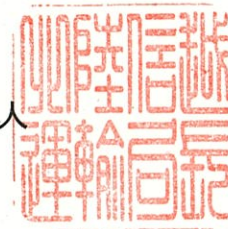
公示第16号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成14年7月1日付け公示第14号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年6月10日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」

新	旧
<p data-bbox="488 272 725 312">公 示</p> <p data-bbox="107 355 360 384">公 示 第 1 4 号</p> <p data-bbox="163 424 999 453">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p data-bbox="107 493 1084 592">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="192 668 441 697">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="443 737 925 766">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="593 842 622 871">記</p> <p data-bbox="114 914 365 943">1. ～ 4. (略)</p> <p data-bbox="181 1018 792 1082">附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） （略）</p> <p data-bbox="163 1086 1068 1150">附 則（令和8年4月24日付け公示第4号で一部改正） 改正後の規定は、令和8年4月24日以降に処分するものから適用する。</p> <p data-bbox="163 1155 1084 1219"><u>附 則（令和8年6月10日付け公示第16号で一部改正）</u> <u>改正後の規定は、令和8年6月10日以降に処分するものから適用する。</u></p>	<p data-bbox="1512 272 1749 312">公 示</p> <p data-bbox="1137 355 1391 384">公 示 第 1 4 号</p> <p data-bbox="1193 424 2029 453">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p data-bbox="1137 493 2114 592">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1223 668 1471 697">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1473 737 1955 766">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1615 858 1644 887">記</p> <p data-bbox="1144 927 1373 956">1. ～ 4. (略)</p> <p data-bbox="1193 1038 1823 1102">附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） （略）</p> <p data-bbox="1193 1107 2098 1171">附 則（令和8年4月24日付け公示第4号で一部改正） 改正後の規定は、令和8年4月24日以降に処分するものから適用する。</p>

別表

車種区分：三区分

運賃適用地域：新潟地区（旧新潟県A地区及び旧新潟県B地区）、長野地区（旧長野県A地区及び旧長野県B地区）、富山地区、石川地区

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のものであって、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p><u>同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。</u></p> <p><u>同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1.に基づき北陸信越運輸局長が公示する地域以外においては、使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものに限る。</u></p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、患者輸送車、車いす移動車を除く。</p>
備考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p> <p>2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長</p>

別表

車種区分：三区分

運賃適用地域：新潟地区（旧新潟県A地区及び旧新潟県B地区）、長野地区（旧長野県A地区及び旧長野県B地区）、富山地区、石川地区

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のものであって乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。）。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）のうち乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。</p>
備考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用</p>

さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。

3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。

する。

2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。

3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。